

制 度 名	多子世帯保育料軽減事業費補助	主管課名	子ども未来課 保育G		
		問合せ先	029-301-3252		
目的・趣旨	働きながら子育てをしていくうえで、保育料の負担が大きい世帯に対する経済的負担の軽減を図り、子どもを生き育てやすい環境づくりを進める。				
<p>[対象団体] 市町村</p> <p>[対象事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者 (1) 第3子以降で3歳未満児 (2) 第2子で3歳未満児 ・助成内容 公立・私立認可保育所、認定こども園、地域型保育事業を行う認可保育所の保育料を軽減する市町村に対しての助成 ※市町村が対象者(1)の保育料を半額、(2)の保育料を全額負担から半額へ軽減する場合 ・所得制限 国が定める利用者負担上限額基準の第5階層世帯 (世帯年収約640万円未満) ※世帯年収は夫婦と子供2人世帯の場合のおおまかな目安 ※国の制度において、平成28年度から世帯年収約360万円未満について第2子は半額、第3子以降は無償化を実施 <p>[対象経費] 保育料の助成に係る経費</p> <p>[経費負担割合]</p>					
区 分		国	県	市町村	その他
事業費補助		—	1/2	1/2	—
[30年度当初予算額] 346,296千円		[30年度補助対象団体] 平成30年12月頃決定予定			
[備考]					